

排水監視モニタの更新について

1. 概要

排水監視モニタの更新を計画しているが、同モニタは本来屋外管理用の機器であり、放射線監視設備には該当しないことから、排水監視の方法を以下のように変更したいと考えている。

技術基準第31条放射線管理施設第1項二号

放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度の対象機器

排水監視モニタ（設工認あり） → 分析用放射線測定装置（設工認なし）

技術基準第41条警報装置第1項

液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときの対象機器

排水監視モニタ → 廃棄物処理場の漏えい警報装置（設工認あり）

平成29年7月27日設工認承認(原規規発第1707271号)

平成29年8月24日使用前検査合格(原規規発第1708144号)

この方針について面談をして必要に応じて変更申請、設工認を受けたいと考えていたが、昨年夏に生じた「設工認漏れ」対応や他の案件を優先しているうちに、コロナ感染による緊急事態になってしまった。

2. 排水に関する機器についての原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）の記載事項

本文

5. 試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

チ. 放射線管理施設の構造及び設備

(1) 屋内管理用の主要な設備の種類

(i) 放射線監視設備

には「分析用放射線測定装置」の記載がある。

添付8

8-8-2 屋外管理用の主要な設備の種類 (2)排水監視モニタ

廃棄物処理棟からの排水系統に水モニタ1台を設置し、連続測定して指示、記録する。(添8-106ページ)